

■ おもしろラボ利用規則 ■

【使用全般に関して】

1. 開室時間は平日の7時～24時、土・日・祝日の7時～21時とし、年末年始および職員夏季一斉休暇中は閉室とする。
廊下側の解錠時間は平日7時から24時とし、土・日・休日は解錠しない。ウッドデッキ側の解錠時間は7時から21時とする。
2. 使用後は、火気と冷暖房機器の点検、清掃、ごみ捨て、戸締まり（テラス側の戸、窓）を行い、使用前と同じ状態に戻すこと。なお、ごみ箱は設置していないので持参すること。
3. 施設、設備及び備品を無断で持ち出し、改廃または新設しないこと。
4. 設備及び備品を滅失または棄損した時には、企画・運営委員会に申し出てその損害を賠償すること。
5. おもしろラボ内で宿泊をしないこと。
6. 室内に私物を放置することはできない。私物を置いてある場合には、当委員会の判断で廃棄処分する可能性がある。
7. 使用において、「広島大学学生懲戒規則 別表」内にあるような事件事故を起こすことのないよう留意すること。
8. 使用において生じたトラブルや事故などすべてのことについて、当委員会は一切の責任を負わない。
9. 当利用規則を違反した場合には、違反した個人またはグループ等に対して使用禁止とすることがある。

【予約使用に関して】

10. 2019年10月1日以降の利用予約申請は月ごとに三ヶ月先までの期間内とする。
例) 6月1日～30日の利用予約申請は、4月1日0:00以降に先着順で受け付ける。
注) 上記に関わらず、大学行事等の予約は入ることがある。
11. 予約使用を中止する場合は、代表責任者が速やかに届け出ること。
12. 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
13. 許可された目的以外で、火気を使用しないこと。
14. 活動に伴う音の発生は常識の範囲内に留め、音楽演奏などは昼休みや放課後といった講義時間外に行う。
15. 緊急の必要が生じた場合は、使用条件の変更または使用許可の取り消しをすることがある。
16. 代表責任者を変更した時は、速やかに届け出ること。使用者が使用上の注意事項に違反した場合は、使用許可を取り消すものとする。

【学外者の利用に関して】

14. 学外者（団体）が利用を希望するときは、原則として当該学外者（団体）に関係する学内者が利用申請するものとする。ただし、当該学外者（団体）に関係する学内者がいない場合は、次のいずれかの方法で申請するものとする。
 - A) 申請者を「主催」として利用する場合は、申請者は広島大学の規定に基づき施設使用料支払うものとする。
 - B) おもしろラボ企画・運営委員会が「主催」し、申請者は「共催」として利用する場合は、施設使用

料は不要とする。この場合において、おもしろラボ企画・運営委員会メンバー1人以上が担当者として利用するものとし、原則として、申請者に企画内容を確認し、おもしろラボの主旨に沿う利用であることを確認する。また、申請者は利用規則を守り、利用当日は担当者からの連絡等に対応できる体制を整える。

15. 申請者は、利用後は速やかに利用報告書を提出しなければならない。

おもしろラボ企画・運営委員会

2016.09.15

2017.10.06 改

2017.12.25 改

2019.8.09 改